

好日苑 料金表 (4人部屋 1割負担)

R6.4.1 改定

※ 第1～3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護1	793円	38,766円	53,026円	61,086円	83,096円	99,216円
要介護2	843円	40,421円	54,681円	62,741円	84,751円	100,871円
要介護3	908円	42,573円	56,833円	64,761円	86,903円	103,023円
要介護4	961円	44,328円	58,588円	66,648円	88,658円	104,778円
要介護5	1,012円	46,017円	60,277円	68,337円	90,347円	106,467円

※ 1か月31日の場合で計算 (対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)

⑧ 食費 (1日)	300円	390円	650円	1,360円	1,650円
⑨ 居住費 (1日)	—	370円	370円	370円	600円
② サービス提供体制強化加算(I) (1日)				22円	
③ 夜勤職員配置加算 (1日)				24円	
④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (1日)				51円	
⑤ 介護職員処遇改善加算(I)		{ (①②③④ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算		} × 3.9%
⑥ 介護職員等特定処遇改善加算(I)		{ (①②③④ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算		} × 2.1%
⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加		{ (①②③④ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算		} × 0.8%

対象者の方・必要時の各加算

初期加算 (I)	60 円 / 日	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した者について入所日より30日間に限り加算
初期加算 (II)	30 円 / 日	入所日より30日間に限り加算(初期加算(I)を算定している場合は算定しない)
短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	258 円 / 日	入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	240 円 / 回	認知症の方に入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合(生活機能の改善を目的として行い、記憶の訓練・日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施致します。)
協力医療機関連携加算	100 円 / 月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。 ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
安全対策体制加算	20 円 / 回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時に1回を限度として算定)
療養食加算	6 円 / 回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日につき3回を限度)
外泊時費用負担金	362 円 / 日	居宅における外泊を認めた場合(月6日を限度として算定)
所定疾患施設療養費 (II)	480 円 / 日	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合(1月に1回連続10日を限度として算定)
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10 円 / 月	①医療機関(協定結核医療機関)との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
新興感染症等施設療養費	240円 / 日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合(1月に1回連続する5日を限度として算定)
入所前後訪問指導加算 (I)	450 円 / 回	入所前に居宅を訪問してサービス計画を策定した場合
入所前後訪問指導加算 (II)	480 円 / 回	生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活にかかる支援計画を策定した場合
退所時情報提供加算 (I)	500 円 / 回	居宅へ退所後の主治医に対して、診療情報心身の状況、生活歴等を提供した場合
退所時情報提供加算 (II)	250 円 / 回	医療機関へ退所後、診療情報心身の状況、生活歴等を提供した場合
入退所前連携加算 (I)	600 円 / 回	①入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること ②入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を添った文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要となる情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと
入退所前連携加算 (II)	400 円 / 回	入退所前連携加算(I)の算定要件の、上記②を満たすこと
退所時栄養情報連携加算	70 円 / 回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)を必要とする入所者又は低栄養状態であると医師が判断した入所者に対して、管理栄養士が退所先の医療機関に対して栄養管理の情報を提供した場合
再入所時栄養連携加算	200 円 / 回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)等を必要とする者
科学的介護推進体制加算 (I)	40 円 / 月	①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護促進加算(II)では、加えて疾病の状況や服薬情報等)を、厚生労働省に提出していること
科学的介護推進体制加算 (II)	60 円 / 月	②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (II)	33 円 / 月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はそのご家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること
褥瘡マネジメント加算 (I)	3 円 / 月	①入所者ごとに褥瘡の発生に関連のあるリスクについて施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること ②1の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること ③入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること ④1の評価に基づき少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること
褥瘡マネジメント加算 (II)	13 円 / 月	褥瘡マネジメント加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がないこと
排せつ支援加算 (I)	10 円 / 月	①排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること ②①の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ③①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること
排せつ支援加算 (II)	15 円 / 月	①排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ①施設入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ②又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること
排せつ支援加算 (III)	20 円 / 月	①排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ①施設入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ②かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
自立支援促進加算	300 円 / 月	①医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること ②医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であると判断された入所者ごとに、多職種共同で自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること ③医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること ④医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に必要な情報を活用していること
ターミナルケア加算 (死亡日45日前～31日前)	72 円 / 日	ご家族の同意を得て、ターミナルケア(終末期医療・終末期看護)が行われた場合(追加要件)「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと 施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること
ターミナルケア加算 (死亡日30日前～4日前)	160 円 / 日	
ターミナルケア加算 (死亡前々日、前日)	910 円 / 日	
ターミナルケア加算 (死亡日)	1,900 円 / 日	

保険適用外の利用料 (希望される方のみ : 全額自己負担となります。)

ケア・サポートセット	業者契約	入所に必要となる衣類・タオル類・日用品を月額定額制のレンタルでご利用いただけるサービス
電気器具使用電気代	55 円 / 日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

(①②③④⑧⑨) × 入所日数 + ⑤⑥⑦ + 対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料

好日苑 料金表 (2人部屋 1割負担)

R6.4.1 改定

※ 第1～3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護1	793円	79,686円	93,946円	102,006円	124,016円	140,136円
要介護2	843円	81,341円	95,601円	103,661円	125,671円	141,791円
要介護3	908円	83,493円	97,753円	105,813円	127,823円	143,943円
要介護4	961円	85,248円	99,508円	107,568円	129,578円	145,698円
要介護5	1,012円	86,937円	101,197円	109,257円	131,267円	147,387円
※ 1か月31日の場合で計算(対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)						
⑧ 食費 (1日)		300円	390円	650円	1,360円	1,650円
⑨ 居住費 (1日)		—	370円	370円	370円	600円
⑩ 特別な室料 (1日)				1,320円		
② サービス提供体制強化加算(I) (1日)				22円		
③ 夜勤職員配置加算 (1日)				24円		
④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(1日)				51円		
⑤ 介護職員処遇改善加算(I)		{ (①②③④ × 入所日数) +		対象者の方・必要時の各加算		} × 3.9%
⑥ 介護職員等特定処遇改善加算(I)		{ (①②③④ × 入所日数) +		対象者の方・必要時の各加算		} × 2.1%
⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加		{ (①②③④ × 入所日数) +		対象者の方・必要時の各加算		} × 0.8%
対象者の方・必要時の各加算						
初期加算 (I)		60円 / 日				
初期加算 (II)		30円 / 日	入所日より30日間に限り加算(初期加算(I)を算定している場合は算定しない)			
短期集中リハビリテーション実施加算 (I)		258円 / 日	入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。			
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)		240円 / 回	認知症の方に入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合(生活機能の改善を目的として行い、記憶の訓練・日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施致します。)			
協力医療機関連携加算		100円 / 月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。 ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。			
安全対策体制加算		20円 / 回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時に1回を限度として算定)			
療養食加算		6円 / 回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日につき3回を限度)			
外泊時費用負担金		362円 / 日	居宅における外泊を認めた場合(月6日を限度として算定)			
所定疾患施設療養費 (II)		480円 / 日	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合(1月に1回連続10日を限度として算定)			
高齢者施設等感染対策向上加算(I)		10円 / 月	①医療機関(協定締結医療機関)との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めること ③、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること ④診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。			
新興感染症等施設療養費		240円 / 日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合(1月に1回連続する5日を限度として算定)			
入所前後訪問指導加算 (I)		450円 / 回	入所前に居宅を訪問してサービス計画を策定した場合			
入所前後訪問指導加算 (II)		480円 / 回	生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活にかかる支援計画を策定した場合			
退所時情報提供加算 (I)		500円 / 回	居宅へ退所後の主治医に対して、診療情報心身の状況、生活歴等を提供した場合			
退所時情報提供加算 (II)		250円 / 回	医療機関へ退所後、診療情報心身の状況、生活歴等を提供した場合			
入退所前連携加算 (I)		600円 / 回	①入所予定日30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること ②入所期間が月を超え入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要となる情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと			
入退所前連携加算 (II)		400円 / 回	入退所前連携加算 (I)の算定要件の上記②を満たすこと			
退所時栄養情報連携加算		70円 / 回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した場合			
再入所時栄養連携加算		200円 / 回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)等を必要とする者			
科学的介護推進体制加算 (I)		40円 / 月	①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護推進加算(II)では、加えて疾病の状況や服薬情報等)を、厚生労働省に提出していること ②必要として計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること			
科学的介護推進体制加算 (II)		60円 / 月	①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること			
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (II)		33円 / 月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はそのご家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること			
褥瘡マネジメント加算 (I)		3円 / 月	①入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること ②③の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職員の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し提出していること ④入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること ⑤1の評価に基づき少なくとも3月に1回、入所者等ごとの褥瘡ケア計画を見直していること			
褥瘡マネジメント加算 (II)		13円 / 月	褥瘡マネジメント加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと			
排せつ支援加算 (I)		10円 / 月	①排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること ②③の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ④①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること			
排せつ支援加算 (II)		15円 / 月	排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ①施設入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ②又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること			
排せつ支援加算 (III)		20円 / 月	排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ①施設入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ②かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること			
自立支援促進加算		300円 / 月	①医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること ②医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であると判断された入所者ごとに、多職種共同で自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること ③医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること ④医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、自立支援の促進等に必要となる情報を活用していること			
ターミナルケア加算 (死亡日45日前～31日前)		72円 / 日	ご家族の同意を得て、ターミナルケア(終末期医療・終末期看護)が行われた場合(追加要件) ケアの決定プロセスに関するガイドライン)等の内容に沿った取組を行うこと 施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること			
ターミナルケア加算 (死亡日30日前～4日前)		160円 / 日				
ターミナルケア加算 (死亡前々日、前日)		910円 / 日				
ターミナルケア加算 (死亡日)		1,900円 / 日				

保険適用外の利用料 (希望される方のみ：全額自己負担となります。)

ケア・サポートセット	業者契約	入所に必要となる衣類・タオル類・日用品を日額定額制のレンタルでご利用いただけるサービス
電気器具使用電気代	55円 / 日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

(①②③④⑧⑨⑩) × 入所日数 + (⑤⑥⑦) + **対象者の方・必要時の各加算** + **保険適用外の利用料**

好日苑 料金表 (個室1割負担)

R6. 4. 1 改定

※ 第1～3段階の軽減措置を受けるには、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護1	717円	119,640円	122,430円	155,910円	177,920円	198,008円
要介護2	763円	121,163円	123,953円	157,433円	179,443円	199,531円
要介護3	828円	123,314円	126,104円	159,584円	181,594円	201,682円
要介護4	883円	125,136円	127,926円	161,406円	183,416円	203,504円
要介護5	932円	126,758円	129,548円	163,028円	185,038円	205,126円

※ 1か月31日の場合で計算(対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)

⑧ 食費 (1日)	300円	390円	650円	1,360円	1,650円
⑨ 居住費 (1日)	490円	490円	1,310円	1,310円	1,668円
⑩ 特別な室料 (1日)			2,200円		
② サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日)			22円		
③ 夜勤職員配置加算 (1日)			24円		
④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (1日)			51円		
⑤ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	〔 (①②③④ × 入所日数) + 対象者の方・必要時の各加算 〕 × 3.9%				
⑥ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	〔 (①②③④ × 入所日数) + 対象者の方・必要時の各加算 〕 × 2.1%				
⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加	〔 (①②③④ × 入所日数) + 対象者の方・必要時の各加算 〕 × 0.8%				

対象者の方・必要時の各加算

初期加算(Ⅰ)	60円/日	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した者について入所日より30日間
初期加算(Ⅱ)	30円/日	入所日より30日間に限り加算(初期加算Ⅰ)を算定している場合は算定しない
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円/日	入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240円/回	認知症の方に入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合(生活機能の改善を目的として行い、記憶の訓練・日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施します。)
協力医療機関連携加算	100円/月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。 ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること
安全対策体制加算	20円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時に1回を限度として算定)
療養食加算	6円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日につき3回を限度)
外泊時費用負担金	362円/日	居室における外泊を認めた場合(月6日を限度として算定)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480円/日	肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の悪悪について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合(1月に1回連続10日を限度として算定)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月	①医療機関(協定締結医療機関)との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めること ③感染の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること ④診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること
新興感染症等施設療養費	240円/日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合(1月に1回連続する5日を限度として算定)
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円/回	入所前に居室を訪問してサービス計画を策定した場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円/回	生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活にかかる支援計画を策定した場合
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円/回	居室へ退所後の主治医に対して、診療情報心身の状況、生活歴等を提供した場合
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円/回	医療機関へ退所後、診療情報心身の状況、生活歴等を提供した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	600円/回	①入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること ②入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居室において居宅サービス等を利用する場合において、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を添った文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円/回	入退所前連携加算(Ⅰ)の算定要件の上記②を満たすこと
退所時栄養情報連携加算	70円/回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)を必要とする入所者又は低栄養状態であると医師が判断した特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)等を必要とする者
再入所時栄養連携加算	200円/回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)等を必要とする者
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月	①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護推進加算(Ⅱ)では、加えて疾病の状況や服薬情報等)を、厚生労働省に提出していること
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円/月	②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円/月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はそのご家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	①入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること ②1の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること ③入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状況について定期的に記録していること ④1の評価に基づき少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がないこと
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月	①排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること ②①の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ③①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ①施設入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと ②又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について ①施設入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと ②かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
自立支援促進加算	300円/月	①医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること ②医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であると判断された入所者ごとに、多職種共同で自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること ③医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること ④医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、自立支援の促進等に必要情報を活用していること
ターミナルケア加算(死亡日45日前～31日前)	72円/日	ご家族の同意を得て、ターミナルケア(終末期医療・終末期看護)が行われた場合(追加要件)「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと 施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること
”(死亡日30日前～4日前)	160円/日	
”(死亡前々日、前日)	910円/日	
”(死亡日)	1,900円/日	

保険適用外の利用料 (希望される方のみ : 全額自己負担となります。)

ケア・サポートセット	業者契約	入所に必要となる衣類・タオル類・日用品を月額定額制のレンタルでご利用いただけるサービス
電気器具使用電気代	55円/日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

(①②③④⑧⑨⑩) × 入所日数 + ⑤⑥⑦ + 対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料

好日苑 料金表 (短期入所・4人部屋 1割負担)

R6. 4. 1 改定

※ 第1～3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要支援1	613円	1,059円	1,729円	2,129円	2,429円	3,009円
要支援2	774円	1,230円	1,900円	2,300円	2,600円	3,180円
要介護1	830円	1,289円	1,959円	2,359円	2,659円	3,239円
要介護2	880円	1,344円	2,014円	2,414円	2,714円	3,294円
要介護3	944円	1,412円	2,082円	2,482円	2,782円	3,362円
要介護4	997円	1,469円	2,139円	2,539円	2,839円	3,419円
要介護5	1,052円	1,527円	2,197円	2,597円	2,897円	3,477円

※ 1日として計算 (対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)

⑧ 食費 (1日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,650円
⑨ 居住費 (1日)	—	370円	370円	370円	600円
② サービス提供体制強化加算 (I) (1日)				22円	
③ 夜勤職員配置加算 (1日)				24円	
④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (1日)				51円	
⑤ 介護職員処遇改善加算 (I)		{ (①②③④ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算	}	× 3.9%
⑥ 介護職員等特定処遇改善加算 (I)		{ (①②③④ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算	}	× 2.1%
⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加算		{ (①②③④ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算	}	× 0.8%

対象者の方・必要時の各加算

重度療養管理加算	120 円/日	要介護度4または5であって、所定の状態にある方に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
緊急短期入所受入加算	90 円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合 ※利用開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度
送迎加算	184 円/日	居宅と事業所間の送迎を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240 円/回	個別にリハビリを20分以上行った場合
療養食加算	8 円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日に3回を限度)
緊急時治療管理加算	518 円/回	緊急的な治療管理を行った場合(月に1回3日を限度)
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び、介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に(月に1回を限度)

保険適用外の利用料 (希望される方のみ : 全額自己負担となります。)

電気器具使用電気代	55 円/日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
電話代	実費	
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

(①②③④⑧⑨⑩) × 入所日数 + ⑤⑥⑦ + 対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料

好日苑 料金表 (短期入所・2人部屋 1割負担)

R6. 4. 1 改定

※ 第1～3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要支援1	613円	2,379円	3,049円	3,449円	3,749円	4,329円
要支援2	774円	2,550円	3,220円	3,620円	3,920円	4,500円
要介護1	830円	2,609円	3,279円	3,679円	3,979円	4,559円
要介護2	880円	2,664円	3,334円	3,734円	4,034円	4,614円
要介護3	944円	2,732円	3,402円	3,802円	4,102円	4,682円
要介護4	997円	2,789円	3,459円	3,859円	4,159円	4,739円
要介護5	1,052円	2,847円	3,517円	3,917円	4,217円	4,797円

※ 1日として計算 (対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)

⑧ 食費 (1日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,650円
⑨ 居住費 (1日)	—	370円	370円	370円	600円
⑩ 特別な室料 (1日)	1,320円				
② サービス提供体制強化加算 (I) (1日)	22円				
③ 夜勤職員配置加算 (1日)	24円				
④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (1日)	51円				
⑤ 介護職員処遇改善加算 (I)	{ (①②③④ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算			} × 3.9%
⑥ 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	{ (①②③④ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算			} × 2.1%
⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加算	{ (①②③④ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算			} × 0.8%

対象者の方・必要時の各加算

重度療養管理加算	120円/日	要介護度4または5であって、所定の状態にある方に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
緊急短期入所受入加算	90円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合 ※利用開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度
送迎加算	184円/日	居宅と事業所間の送迎を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240円/回	個別にリハビリを20分以上行った場合
療養食加算	8円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日に3回を限度)
緊急時治療管理加算	518円/回	緊急的な治療管理を行った場合(1月に1回3日を限度)
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び、介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に(月に1回を限度)

保険適用外の利用料 (希望される方のみ : 全額自己負担となります。)

電気器具使用電気代	55円/日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
電話代	実費	
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

(①②③④⑧⑨⑩) × 入所日数 + ⑤⑥⑦ + 対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料

好日苑 料金表 (短期入所・個室 1割負担)

R6. 4. 1 改定

※ 第1～3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要支援1	579円	3,711円	4,011円	5,231円	5,531円	6,211円
要支援2	726円	3,869円	4,169円	5,389円	5,689円	6,369円
要介護1	753円	3,898円	4,198円	5,418円	5,718円	6,398円
要介護2	801円	3,949円	4,249円	5,469円	5,769円	6,449円
要介護3	864円	4,016円	4,316円	5,536円	5,836円	6,516円
要介護4	918円	4,074円	4,374円	5,594円	5,894円	6,574円
要介護5	971円	4,131円	4,431円	5,651円	5,951円	6,631円

※ 1日として計算 (対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)

⑧ 食費 (1日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,650円
⑨ 居住費 (1日)	490円	490円	1,310円	1,310円	1,640円
⑩ 特別な室料 (1日)	2,200円				
② サービス提供体制強化加算 (I) (1日)	22円				
③ 夜勤職員配置加算 (1日)	24円				
④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (1日)	51円				
⑤ 介護職員処遇改善加算 (I)	{ (①②③④ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算		} × 3.9%	
⑥ 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	{ (①②③④ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算		} × 2.1%	
⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加算	{ (①②③④ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算		} × 0.8%	

対象者の方・必要時の各加算

重度療養管理加算	120 円/日	要介護度4または5であって、所定の状態にある方に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
緊急短期入所受入加算	90 円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合 ※利用開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度
送迎加算	184 円/日	居宅と事業所間の送迎を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240 円/回	個別にリハビリを20分以上行った場合
療養食加算	8 円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日に3回を限度)
緊急時治療管理加算	518 円/回	緊急的な治療管理を行った場合(1月に1回3日を限度)
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び、介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に(月に1回を限度)

保険適用外の利用料 (希望される方のみ : 全額自己負担となります。)

電気器具使用電気代	55 円/日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
電話代	実費	
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

$$(①②③④⑧⑨⑩) \times \text{入所日数} + ⑤⑥⑦ + \text{対象者の方・必要時の各加算} + \text{保険適用外の利用料}$$